附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期財務諸表等規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間及び四半期会計期間（次項において「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表について適用する。この場合においては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第二十二号。以下この条及び次条において「平成二十六年改正府令」という。）附則第六条第一項本文の規定は適用しない。

2　平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表について、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。この場合においては、平成二十六年改正府令附則第六条第一項ただし書の規定は適用しない。

3　前二項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合における平成二十六年改正府令附則第六条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第六十三号）附則第二条第一項又は第二項」と、「新四半期財務諸表等規則の規定」とあるのは「同令第一条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定」とする。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表について適用する。この場合においては、平成二十六年改正府令附則第七条第一項の規定は適用しない。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部改正）

第五条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「（次項において「新四半期連結財務諸表規則」という。）」を削り、同条第二項中「改正規定」を「規定」に、「新四半期連結財務諸表規則」を「四半期連結財務諸表規則」に改める。

省　令

○財務省令第七十九号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「磁気テープ又は磁気ディスク」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第三条及び第五条の二中「磁気テープ又は磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第八条の見出しを「（電磁的記録媒体の返付及び確認）」に改め、同条第一項中「磁気テープ又は磁気ディスク」及び「磁気テープ返付書又は別紙第七号の二書式の磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第二項中「磁気テープ又は磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

別紙第六号書式を次のように改める。

別紙第6号書式

領　収　済　通　知　書

年　月　日

下記の金額を別添の電磁的記録媒体収録内容のとおり、領収しましたので、通知します。

金　額	円
電磁的記録媒体（正・副）番号	
領　収　済　件　数	件

（代行機関　あて）

日本銀行　㊞

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。